

○岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則

平成25年 2 月12日

規則第11号

改正 平成27年 3 月27日規則第22号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 5 条)

平成28年 3 月31日規則第32号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 4 条)

平成29年 3 月31日規則第31号

(岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則 第 2 条)

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 訪問介護

第 1 節 訪問介護(第 3 条～第36条)

第 2 節 基準該当訪問介護(第37条～第40条)

第 3 章 訪問入浴介護

第 1 節 訪問入浴介護(第41条～第49条)

第 2 節 基準該当訪問入浴介護(第50条～第52条)

第 4 章 訪問看護(第53条～第65条)

第 5 章 訪問リハビリテーション(第66条～第71条)

第 6 章 居宅療養管理指導(第72条～第77条)

第 7 章 通所介護

第 1 節 通所介護(第78条～第90条)

第 2 節 削除

第 3 節 基準該当通所介護(第106条～第109条)

第 8 章 通所リハビリテーション(第110条～第118条)

第 9 章 短期入所生活介護

第 1 節 短期入所生活介護(第119条～第138条)

第 2 節 ユニット型指定短期入所生活介護(第139条～第147条)

第 3 節 基準該当短期入所生活介護(第148条～第152条)

## 第10章 短期入所療養介護

第 1 節 短期入所療養介護(第153条～第164条)

第 2 節 ユニット型指定短期入所療養介護(第165条～第172条)

## 第11章 特定施設入居者生活介護

第 1 節 特定施設入居者生活介護(第173条～第190条)

第 2 節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(第191条～第199条)

## 第12章 福祉用具貸与

第 1 節 福祉用具貸与(第200条～第212条)

第 2 節 基準該当福祉用具貸与(第213条・第214条)

## 第13章 特定福祉用具販売(第215条～第223条)

## 第14章 雑則(第224条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号。以下「条例」という。)第110条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

( 1 ) 利用料 介護保険法(平成 9 年法律第123号。以下「法」という。)第41条第 1 項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

( 2 ) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第 4 項第 1 号又は第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

( 3 ) 法定代理受領サービス 法第41条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費

に係る指定居宅サービスをいう。

- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

## 第2章 訪問介護

### 第1節 訪問介護

(訪問介護員等)

第3条 条例第9条第1項に規定する訪問介護員等は、常勤換算方法で、2.5以上の員数を置かなければならない。

- 2 条例第9条第2項に規定するサービス提供責任者(以下この節において「サービス提供責任者」という。)の員数は、常勤の介護訪問員等のうち、常勤換算方法で、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者をいう。次項及び第4項において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1以上としなければならない。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

- 4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第10条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第16条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サ

ービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

- 6 指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。  
(管理者)

第4条 条例第10条に規定する指定訪問介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第5条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に条例第5条から第7条まで及び第12条並びに次項及び次条から第36条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、第22条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議(岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する規則(平成27年岡崎市規則第7号)第14条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (勤務体制の確保等)

第6条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(次条第1項及び第28条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- (内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算

機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容並びにファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がそれらの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の規定による同意を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項後段の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた

場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第16条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供年月日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第19条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス

費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第21条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の具体的な取扱いは、条例第8条に規定する基本方針及び条例第12条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければならない。
- (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならない。

(訪問介護計画の作成)

第22条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問

介護計画を作成しなければならない。

- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(介護等の総合的な提供)

第23条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがないようにしなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第27条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第29条 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第32条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保健法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。こ

の場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携)

第33条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、介護相談員派遣事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第35条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第36条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問介護計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

第2節 基準該当訪問介護

(訪問介護員等)

第37条 条例第13条第1項に規定する訪問介護員等は、3以上の員数を置かなければならない。

- 2 条例第13条第2項に規定するサービス提供責任者(第39条第1項第3号において「サービス提供責任者」という。)の員数は、訪問介護員等のうち1以上としなければならない。
- 3 基準該当訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。))に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第38条 条例第14条に規定する基準該当訪問介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第39条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該訪問介護が、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者が作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該訪問介護が、サービス提供責任者が行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用

者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第22条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第40条 前節(第3条、第4条、第14条、第19条第1項、第23条、第24条及び第32条第2項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第12条並びに次項及び次条から第36条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第16条において準用する条例第12条並びに第39条並びに第40条において準用する前節(第3条、第4条、第5条第1項及び第2項、第14条、第19条第1項、第23条、第24条並びに第32条第2項を除く。)」と、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第19条第2項及び第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第19条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第21条中「条例第8条に規定する基本方針及び条例第12条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第16条において準用する条例第8条に規定する基本方針及び条例第16条において準用する条例第12条に規定する基本取扱方針」と、第36条第2項第3号中「第18条第2項」とあるのは「第40条において準用する第18条第2項」と、同項第4号中「第25条」とあるのは「第40条において準用する第25条」と、同項第5号中「第34条第1項」とあるのは「第40条において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。

### 第3章 訪問入浴介護

#### 第1節 訪問入浴介護

(従業者)

第41条 条例第18条第1項に規定する訪問入浴介護従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 看護職員(条例第18条第1項第1号に規定する看護職員をいう。第46条第4号及び第50条第1項第1号において同じ。) 1以上

(2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、か

つ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第12号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。)第41条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第42条 条例第19条に規定する指定訪問入浴介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

(管理者の責務)

第43条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業員の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業員に条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第44条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第45条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第46条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の具体的な取扱いは、条例第17条に規定する基本方針及び条例第21条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しなければならない。

(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(５) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しなければならない。

(緊急時等の対応)

第47条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定訪問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第48条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第2号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(１) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(２) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(３) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(４) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第49条 第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第26条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

## 第2節 基準該当訪問入浴介護

(従業者)

第50条 条例第22条第1項に規定する訪問入浴介護従業者は、次の各号に掲げる従業員の

区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 看護職員 1 以上

(2) 介護職員 2 以上

- 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第50条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第51条 条例第23条に規定する基準該当訪問入浴介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(準用)

第52条 第6条、第8条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第26条、第28条から第31条まで、第32条(第2項を除く。)、第33条から第35条まで、第43条、第44条、第45条(第1項を除く。 )及び第46条から第48条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第26条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第25条において準用する条例第21条並びに第52条において準用する第6条、第8条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第26条、第28条から第31条まで、第32条(第2項を除く。)、第33条から第35条まで、第44条、第45条(第1項を除く。 )及び第46条から第48条まで」と、第45条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第46条中「条例第17条に規定する基本方針及び条例第21条に規定する基本取扱方針」とある

のは「条例第25条において準用する条例第17条に規定する基本方針及び条例第25条において準用する条例第21条に規定する基本取扱方針」と、第48条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 訪問看護

(看護師等)

第53条 条例第27条第1項に規定する看護師等は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 指定訪問看護ステーション 次に掲げる従業者の区分に応じ、次に定める員数

ア 看護職員(条例第27条第1項第1号アに規定する看護職員をいう。次号及び次項において同じ。) 常勤換算方法で、2.5以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第53条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第10条第1項に規定する「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準条例第8条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第13号。次項において「指定地域密着型サービス基準規則」という。)第3条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基

準を満たしているものとみなす。

- 5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準規則第164条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第54条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準規則第164条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第54条 条例第28条に規定する指定訪問看護ステーションの管理者については、第4条の規定を準用する。

- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(運営規程)

第55条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(サービス提供困難時の対応)

第56条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認め

た場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第58条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第59条 看護師等の行う指定訪問看護の具体的な取扱いは、条例第26条に規定する基本方

針及び条例第30条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第61条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならない。
- (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行わなければならない。
- (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならない。
- (5) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師との関係)

第60条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第61条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

- 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿

って訪問看護計画書を作成しなければならない。

- 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 5 看護師等は、訪問年月日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。  
(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第62条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第63条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第64条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第5号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問看護計画書

(2) 訪問看護報告書

(3) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第60条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

( 7 ) 次条において準用する第34条第 1 項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第65条 第 6 条、第 8 条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第26条、第28条から第35条まで及び第43条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第43条第 2 項中「条例第 5 条から第 7 条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第 6 条、第 8 条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第 5 条から第 7 条まで及び第30条並びに第55条から第64条まで並びに第65条において準用する第 6 条、第 8 条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 訪問リハビリテーション

(運営規程)

第66条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

( 1 ) 事業の目的及び運営の方針

( 2 ) 従業者の職種、員数及び職務の内容

( 3 ) 営業日及び営業時間

( 4 ) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

( 5 ) 通常の事業の実施地域

( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第67条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪

問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第68条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その具体的な取扱いは、条例第31条に規定する基本方針及び条例第34条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならない。
- (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しなければならない。
- (4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならない。
- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。))

の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第69条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第115条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(記録の整備)

第70条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保

存しなければならない。

(1) 訪問リハビリテーション計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第71条 第6条、第8条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第31条から第35条まで、第43条及び第57条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第34条並びに第66条から第70条まで並びに第71条において準用する第6条、第8条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第31条から第35条まで及び第57条」と読み替えるものとする。

## 第6章 居宅療養管理指導

(従業者)

第72条 条例第36条第2項に規定する規則で定める薬剤師、看護職員(条例第35条に規定する看護職員をいう。第75条第3項において同じ。)、歯科衛生士(条例第35条に規定する歯科衛生士をいう。第75条第2項において同じ。))又は管理栄養士の員数は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第70条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第73条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(利用料等の受領)

第74条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第75条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等

についての指導、助言等を行わなければならない。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならない。

(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならない。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならない。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならない。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行わなければならない。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しなければならない。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速

やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならない。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行わなければならない。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について指導又は助言を行わなければならない。

(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告しなければならない。

(記録の整備)

第76条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第2号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第77条 第6条、第8条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第31条から第35条まで、第43条及び第57条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導事業所の従業者」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第17条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条

から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第38条並びに第73条から第76条まで並びに第77条において準用する第6条、第8条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条、第25条、第26条、第28条、第29条、第31条から第35条まで及び第57条」と読み替えるものとする。

## 第7章 通所介護

### 第1節 通所介護

(従業者)

第78条 条例第40条第1項に規定する通所介護従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員(条例第40条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 指定通所介護の単位(指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者をいう。以下この条及び第80条第1項において同じ。)に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 5 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 指定通所介護事業者が第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第79条 条例第41条に規定する指定通所介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

(設備及び備品等)

第80条 条例第42条第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 2 条例第42条第2項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとすること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第82条第4号及び第86条において同じ。)を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 指定通所介護事業者が第78条第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(勤務体制の確保等)

第81条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業員の勤務体制を定めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業員によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第82条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業員の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定通所介護の利用定員

(5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第83条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供し

た際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第84条 指定通所介護の具体的な取扱いは、条例第39条に規定する基本方針及び条例第43条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならない。

(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しなければならない。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。

#### (通所介護計画の作成)

第85条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

#### (定員の遵守)

第86条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (衛生管理等)

第87条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第87条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に

連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 指定通所介護事業者は、条例第42条第3項の指定通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第88条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第89条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 通所介護計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第87条の2第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第90条 第8条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第27条から第33条まで、第35条及び第43条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第43条並びに第81条から第89条まで並びに第90条において準用する第8条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第27

条から第33条まで及び第35条」と読み替えるものとする。

## 第2節 削除

第91条から第105条まで 削除

## 第3節 基準該当通所介護

(従業者)

第106条 条例第51条第1項に規定する通所介護従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員 基準該当通所介護の単位(基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。))を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者をいう。以下この条及び第108条において同じ。))に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基

準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

5 基準該当通所介護の事業と第1項第2号に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第107条 条例第52条に規定する基準該当通所介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第108条 条例第53条第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第53条第2項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に定めるとおりとすること。

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 基準該当通所介護の事業と第106条第1項第2号に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定

める当該第 1 号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第109条 第 8 条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第20条、第25条、第27条から第31条まで、第32条(第 2 項を除く。)、第33条、第35条、第43条、第81条、第82条、第83条(第 1 項を除く。)、第84条から第87条まで、第87条の 2 (第 3 項を除く。)、第88条及び第89条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第18条第 1 項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第43条第 2 項中「条例第 5 条から第 7 条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第 6 条、第 8 条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第 5 条から第 7 条まで及び条例第54条において準用する条例第 43条並びに第109条において準用する第 8 条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第20条、第25条、第27条から第31条まで、第32条(第 2 項を除く。)、第33条、第35条、第81条、第82条、第83条(第 1 項を除く。)、第84条から第87条まで、第87条の 2 (第 3 項を除く。)、第88条及び第89条」と、第83条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第84条中「条例第39条に規定する基本方針及び条例第43条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第54条において準用する条例第39条に規定する基本方針及び条例第54条において準用する条例第43条に規定する基本取扱方針」と、第89条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定中「次条」とあるのは「第109条」と、同項第 5 号中「第87条の 2 第 1 項」とあるのは「第109条において準用する第87条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

## 第 8 章 通所リハビリテーション

(従業者)

第110条 条例第56条第 1 項に規定する通所リハビリテーション従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この号及び次項第1号において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位(指定通所リハビリテーションであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。次項第1号において同じ。)ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この号ア及び次項第1号において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれ

に類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第94条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。  
(設備)

第111条 条例第57条第1項に規定する専用の部屋等は、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第113条第4号において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第95条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。  
(管理者等の責務)

第112条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者に条例第5条から第7条まで及び第58条並びに次条から第117条まで並びに第118条において準用する第8条から第12条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第27条から第29条まで、第31条から第35条まで、第57条、第81条、第83条、第86条及び第88条の規定を遵守させるための必要な指揮命令

を行わなければならない。

(運営規程)

第113条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第114条 指定通所リハビリテーションの具体的な取扱いは、条例第55条に規定する基本方針及び条例第58条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならない。
- (2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しなければならない。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えなければならない。
- (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第115条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(第3項及び第4項において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。
- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第69条第1項から4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(衛生管理等)

第116条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第117条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 通所リハビリテーション計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第118条 第8条から第12条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第27条から第29条まで、第31条から第35条まで、第57条、第81条、第83条、第86条及び第88条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第81条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 短期入所生活介護

(従業者)

第119条 条例第60条第1項に規定する短期入所生活介護従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かななければならない。

(1) 医師 1人以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 介護職員又は看護職員(条例第60条第1項第3号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに

1人以上

(4) 栄養士 1人以上

(5) 機能訓練指導員 1人以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 条例第62条第1項ただし書の適用を受ける特別養護老人ホームに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する 特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 条例第62条第2項に規定する併設事業所については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第104条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第120条 条例第61条に規定する指定短期入所生活介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

(設備及び備品等)

第121条 条例第63条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれか

の要件を満たす２階建て又は平屋建ての建物とする。

(１) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を２階及び地階のいずれにも設けないこと。

(２) 居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第136条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第136条第１項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２ 条例第63条第２項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(１) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(２) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(３) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３ 条例第63条第３項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(１) 居室 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(２) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとすること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保

保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 前3項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

5 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第106条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第122条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(次条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員(条例第62条第1項ただし書の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)

(4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の送迎の実施地域

(6) サービス利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第123条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合においては、第8条第2項から第4項までの規定を準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第124条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第125条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定

短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)

(6) 理美容に要する費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第126条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

#### (介護)

第127条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭(しき)しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

第128条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

#### (機能訓練)

第129条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

#### (健康管理)

第130条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に

注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第131条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第132条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第133条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 条例第62条第1項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年岡崎市条例第44号)第5条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(地域等との連携)

第134条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流に努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第135条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定短期入所生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第136条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第137条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 条例第64条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第138条 第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第28条から第35条まで、第43条、第81条及び第87条の規定は、指定短期入所生活介護の事業につい

て準用する。この場合において、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第64条並びに第122条から第137条まで並びに第138条において準用する第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第28条から第35条まで、第81条及び第87条」と、第81条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第2節 ユニット型指定短期入所生活介護

(設備及び備品等)

第139条 条例第67条第1項ただし書に規定する規則で定める建物については第121条第1項の規定を、条例第67条第2項に規定する規則で定める要件については第121条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第136条第1項」とあるのは、「第147条において準用する第136条第1項」と読み替えるものとする。

2 条例第67条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

ア 居室 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

3 前2項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあっては、2.7メートル以上)とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすることができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第124条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(勤務体制の確保等)

第140条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第141条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員(条例第69条において準用する条例第62条第1項ただし書の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。次号において同じ。)

(4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員

(5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の送迎の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第142条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)

(6) 理美容に要する費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(介護)

第143条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

第144条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

第145条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第146条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 条例第69条において準用する条例第62条第1項ただし書の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第147条 第123条、第124条、第126条、第129条から第131条まで、第134条から第137条まで及び第138条(第81条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第137条第2項第3号中「条例第64条第5項」とあるのは「条例第68条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第147条において準用する第138条」と読み替えるものとする。

### 第3節 基準該当短期入所生活介護

(従業者)

第148条 条例第71条第1項に規定する短期入所生活介護従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

(1) 生活相談員 1人以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 栄養士 1人以上

(4) 機能訓練指導員 1人以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第134条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(管理者)

第149条 条例第72条に規定する基準該当短期入所生活介護事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第150条 条例第74条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に定めるとおりとすること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(５) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第136条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定通所介護事業所等との連携)

第151条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第152条 第９条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第25条、第28条から第31条まで、第32条(第２項を除く。)、第33条から第35条まで、第43条、第81条、第87条、第122条から第124条まで、第125条(第１項を除く。 )及び第126条から第137条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第18条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第43条第２項中「条例第５条から第７条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第６条、第８条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第５条から第７条まで及び条例第75条において準用する条例第64条並びに第151条並びに第152条において準用する第９条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第25条、第28条から第31条まで、第32条(第２項を除く。)、第33条から第35条まで、第81条、第87条、第122条から第124条まで、第125条(第１項を除く。 )及び第126条から第137条まで」と、第81条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第125条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第130条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第133条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第137条第２項第３号中「条例第

64条第5項」とあるのは「条例第75条において準用する条例第64条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第152条」と読み替えるものとする。

## 第10章 短期入所療養介護

### 第1節 短期入所療養介護

(従業者)

第153条 条例第77条第1項に規定する短期入所療養介護従業者は、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(条例第77条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条及び第162条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員は、これらの員数の合計が、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増す

ごとに 1 以上

- 2 前項第 4 号の指定短期入所療養介護事業所にあつては、同号の規定に加え、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を 1 人以上配置しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第139条第 1 項及び第 2 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第154条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第155条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- ( 1 ) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- ( 2 ) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- ( 3 ) 利用者が選定する特別な療養室等の提供に伴い必要となる費用
- ( 4 ) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
- ( 5 ) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- ( 6 ) 理美容に要する費用
- ( 7 ) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第156条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサー

ビスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第157条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならない。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行わなければならない。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならない。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならない。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診(当該指定短期入所療養介護事業所の医師の依頼により、他の病院又は診療所から医師が出向いて診療を行うことをいう。)を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第158条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを

行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第159条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第160条 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第161条 指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第162条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該

介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第163条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 短期入所療養介護計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 条例第80条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第164条 第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第28条、第29条、第31条から第35条まで、第43条、第81条、第116条、第123条、第124条第2項、第134条及び第136条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第

49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第80条並びに第154条から第163条まで並びに第164条において準用する第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第28条、第29条、第31条から第35条まで、第81条、第116条、第123条、第124条第2項、第134条及び第136条」と、第81条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第123条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第2節 ユニット型指定短期入所療養介護

### (勤務体制の確保等)

第165条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

### (運営規程)

第166条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(利用料等の受領)

第167条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 利用者が選定する特別な療養室等の提供に伴い必要となる費用

(4) 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)

(6) 理美容に要する費用

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文書による同意を得なければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第168条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護

を受けさせてはならない。

(食事)

第169条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第170条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第171条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条において同じ。)を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第172条 第156条から第158条まで、第163条及び第164条(第81条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第163条第2項同項第3号中「条例第80条第5項」とあるのは「条例第84条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条において準用する第164条」と読み替えるものとする。

## 第11章 特定施設入居者生活介護

### 第1節 特定施設入居者生活介護

(従業者)

第173条 条例第87条第1項に規定する特定施設従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。この場合において、看護職員及び介護職員の配置については、次の基準によるものとする。

ア 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1人以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に

応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1人以上

(2) 看護職員又は介護職員 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。この場合において、看護職員及び介護職員の配置については、次の基準によるものとする。

ア 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職

務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者)

第174条 条例第88条に規定する指定特定施設の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(設備)

第175条 条例第89条第2項に規定する規則で定める要件については、第121条第2項の規定を準用する。

2 条例第89条第3項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護居室 次に定めるとおりとすること。

ア プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えること。

(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準規則第162条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(勤務体制の確保等)

第176条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第177条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(次条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

- ( 6 ) 施設の利用に当たっての留意事項
- ( 7 ) 緊急時等における対応方法
- ( 8 ) 非常災害対策
- ( 9 ) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第178条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。この場合においては、第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、あらかじめ、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第 1 項の契約に係る文書に明記しなければならない。

#### 第179条 削除

(サービスの提供の記録)

第180条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始年月日及び入居指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。  
(利用料等の受領)

第181条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
  - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
  - (2) おむつ代
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(特定施設サービス計画の作成)

第182条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行わなければならない。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

(介護)

第183条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第184条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第185条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第186条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第187条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定特定

施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第5号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 条例第91条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第176条第3項に規定する結果等の記録

(5) 第180条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第190条 第10条、第11条、第20条、第25条、第28条から第35条まで、第43条、第47条、第87条、第129条及び第136条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第6条、第7条、第90条及び第91条並びに

第176条から第189条まで並びに第190条において準用する第10条、第11条、第20条、第25条、第28条から第35条まで、第47条、第87条、第129条及び第136条」と、第47条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

## 第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 (従業者)

第191条 条例第94条第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の

従業者(第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第192条 条例第95条に規定する指定特定施設の管理者については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「従事する常勤の者」とあるのは、「従事する者」と読み替えるものとする。

(設備)

第193条 条例第96条第2項に規定する規則で定める要件については、第121条第2項の規定を準用する。

2 条例第96条第3項に掲げる設備の基準は、次に各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 非常通報装置又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えること。

(4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準規則第180条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第194条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(次条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型特定施設従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所(受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第195条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合

を除く。)及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。この場合においては、第8条第1項から第4項までの規定を準用する。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、あらかじめ、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(受託居宅サービスの提供)

第196条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第197条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準条例第20条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、市内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第198条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第9号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第97条において準用する条例第91条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第196条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (5) 前条第8項に規定する結果等の記録
- (6) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(8) 次条において準用する第176条第3項に規定する結果等の記録

(9) 次条において準用する第180条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(準用)

第199条 第10条、第11条、第20条、第25条、第28条から第35条まで、第43条、第47条、第87条、第136条、第176条、第180条から第182条まで及び第185条から第188条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第43条第2項中「条例第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第97条において準用する条例第90条及び条例第91条並びに第194条から第198条まで並びに第199条において準用する第10条、第11条、第20条、第25条、第28条から第35条まで、第47条、第87条、第136条、第176条、第180条から第182条まで及び第185条から第188条まで」と、第47条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第176条第1項中「指定特定施設入居者生活介護その他の」とあるのは「基本サービスその他の」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第180条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第182条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

## 第12章 福祉用具貸与

### 第1節 福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第200条 条例第99条第1項に規定する福祉用具専門相談員は、常勤換算方法で、2以上の員数を置かなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に

運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準規則第187条第1項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準規則第202条第1項

(3) 指定特定福祉用具販売事業者 第215条第1項  
(管理者)

第201条 条例第100条に規定する指定福祉用具貸与事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

(設備及び備品等)

第202条 条例第101条第2項に規定する設備及び備品等の基準は、次の各号に掲げる設備及び備品等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に定めるとおりとすること。

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

2 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第189条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(運営規程)

第203条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第210条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(利用料等の受領)

第204条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由がなく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第205条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の具体的な取扱いは、条例第98条に規定する基本方針及び条例第102条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき

相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得なければならない

(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。

(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならない。

(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならない。

(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければならない。

(福祉用具貸与計画の作成)

第206条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第221条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行わなければならない。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第207条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第208条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第209条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第210条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第211条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第4号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第209条第4項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第212条 第8条から第18条まで、第20条、第25条、第29条から第35条まで、第43条並びに第81条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第13条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供年月日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び第102条並びに第203条から第211条まで並びに第212条において準用する第8条から第18条まで、第20条、第25条、第29条から第35条まで並びに第81条第1項及び第2項」と、第81条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員)

第213条 条例第103条第1項に規定する福祉用具専門相談員は、常勤換算方法で、2以上の員数を置かなければならない。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号)第97条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第200条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(準用)

第214条 第8条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第29条から第31条まで、第32条(第2項を除く。)、第33条から第35条まで、第43条、第81条第1項及び第2項、第201条から第203条まで、第204条(第1項を除く。 )及び第205条から第211条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第8条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第13条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第18条第1項中「提供年月日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第43条第2項中「条例第5条から第7条まで及び第21条並びに次条から第48条まで並びに第49条において準用する第6条、第8条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第28条から第35条まで」とあるのは「条例第5条から第7条まで及び条例第104条において準用する条例第102条並びに第214条において準用する第8条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第29条から第31条まで、第32条(第2項を除く。)、第33条から第35条まで、第81条第1項及び第2項、第201条から第203条まで、第204条(第1項を除く。 )及び第205条から第211条まで」と、第81条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第204条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、

第205条中「条例第98条に規定する基本方針及び条例第102条に規定する基本取扱方針」とあるのは「条例第104条において準用する条例第98条に規定する基本方針及び条例第104条において準用する条例第102条に規定する基本取扱方針」と、第211条第2項第3号中「第209条第4項」とあるのは「第214条において準用する第209条第4項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第214条」と読み替えるものとする。

### 第13章 特定福祉用具販売

#### (福祉用具専門相談員)

第215条 条例第106条第1項に規定する福祉用具専門相談員は、常勤換算方法で、2以上の員数を置かなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準規則第187条第1項

(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準規則第202条第1項

(3) 指定福祉用具貸与事業者 第200条第1項  
(管理者)

第216条 条例第107条に規定する指定特定福祉用具販売事業所の管理者については、第4条の規定を準用する。

#### (サービスの提供の記録)

第217条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

#### (販売費用の額等の受領)

第218条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の

額」という。)の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第219条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

(1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

(2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(3) 領収書

(4) 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第220条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の具体的な取扱いは、条例第105条に規定する基本方針及び条例第109条において準用する条例第102条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得なければならない。

(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。

(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定

福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならない。

- (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならない。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第221条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第206条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第222条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(第3号の記録のうちサービスに要した費用の請求及び受領に係る記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 特定福祉用具販売計画

(2) 条例第7条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第217条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第34条第1項の事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第223条 第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第25条、第26条、第29条から第35条まで、第43条、第81条第1項及び第2項、第203条、第207条、第208条並びに第210条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第13条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第81条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第203条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第207条及び第208条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

#### 第14章 雑則

(委任)

第224条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所については、第121条第3項第2号ア及び第4項の規定は、適用しない。
- 3 当分の間、利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第173条第1項第2号及び第2項第2号中「3」とあるのは「10」と、第191条第1項第2号及び第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。
- 4 第36条第2項(第40条において準用する場合を含む。)、第48条第2項(第52条において準用する場合を含む。)、第64条第2項、第70条第2項、第76条第2項、第89条第2項(第109条において準用する場合を含む。)、第117条第2項、第137条第2項(第147条及び第152条において準用する場合を含む。)、第163条第2項(第172条において準用する場合を含む。)、第189条第2項、第198条第2項、第211条第2項(第214条において準用する場合を含む。))及び第222条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録並び

に同日以後に受領したサービスに要した費用に係る請求及び受領に関する記録について適用し、同日前に完結した記録又は同日前に受領したサービスに要した費用に係る請求及び受領に関する記録の保存期間については、なお従前の例による。

附 則(平成27年 3 月27日規則第22号)

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年 3 月31日規則第32号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成29年 3 月31日規則第31号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定(整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成 9 年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 第 2 条の規定による改正前の岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「旧指定居宅サービス等基準規則」という。)第 3 条第 2 項及び第 6 項並びに第37条第 3 項の規定

(介護予防通所介護に関する経過措置)

5 旧法第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は介護保険法第54条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 略

(2) 旧指定居宅サービス等基準規則第78条第1項第2号及び第6項、第80条第3項、  
第106条第1項第2号及び第5項並びに第108条第3項の規定